

認可外保育施設指導監督実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）等に基づき、第2条に規定する認可外保育施設に対して、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等を行う際の手続、留意点を定め、これらの施設に入所している児童の福祉の向上を図るものとする。

(対象施設)

第2条 この要綱の対象となる施設は、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（以下「認可外保育施設」という。）をいい、法第58条の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設を含み、第59条の2により届出が義務付けられている施設に限るものではないものとする。

(指導監督の事項及び方法)

第3条 指導監督は、**こども家庭庁成育局長**通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日**こ成保第206号**）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について行うものとする。ただし、法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設であって、知事が別に基準を定める場合は、指導監督基準の一部を適用しないことができるものとする。

2 指導監督は、第6条から第21条までに定めるところにしたがって、行うものとする。

(届出対象施設の届出)

第4条 法第59条の2により知事への設置届出が義務付けられている認可外保育

施設（以下「届出対象施設」という。）からの届出の様式は、別記様式第1号又は別記様式第1-2号のとおりとする。

- 2 厚生環境事務所長は、届出対象施設から前項の届出が提出された場合は、これを受理するものとし、知事にその写しを送付するものとする。

（認可外保育施設の把握及び事前指導）

第5条 厚生環境事務所長は、認可外保育施設の把握に当たっては、前条の届出の提出だけでなく、管内町の協力を得て、その速やかな把握に努めるものとする。

また、消防部局、衛生部局等認可外保育施設を職務上把握し得る部局との連携や地域の児童委員を活用してその把握に努めるものとする。

- 2 厚生環境事務所長は、認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合や、設置について情報を得た場合には、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を別記様式第2号により説明するとともに、法等関係法令及び指導監督基準の遵守を求めるものとする。また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、別記様式第1号又は別記様式第1-2号により法に定める届出を行うよう指導するものとする。

- 3 厚生環境事務所長は、届出対象施設ではあるが、開設後1か月を経過しても届け出ていない施設を把握した場合には、別記様式第3号により期限を付して届け出るよう求めるものとする。

- 4 厚生環境事務所長は、前項の届出期限が過ぎても届出がない場合には、知事に報告するものとする。

- 5 厚生環境事務所長は、届出対象施設から受理した届出事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合には、知事に報告するものとする。

- 6 厚生環境事務所長は、届出対象施設から届出があったとき又は届出事項に変更があったとき又は当該施設が休廃止した場合は、当該届出に係る事項を、当該施設の所在地の町長に速やかに通知するものとする。

- 7 知事は、第4項及び第5項の報告を受けたときは、非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第119条から第122条に基づき、別記様式第4号により、過料に処せられる者の住所地を管轄する地方裁判所に過料事件の手続きを行うものとする。

（報告等の徴収）

第6条 厚生環境事務所長は、すべての認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、別記様式第5号又は別記様式第5-2号により、施設の運営状況の報告を、年1回以上、回答期限を付して求めることとする。その際、厚生環境事務所長は、

次のような場合にも、報告又は届出するよう指示することとする。

(1) 事故等が生じた場合の報告（臨時の報告）

(2) 当該施設の管理下において、重大な事故が生じた場合は、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成 29 年 11 月 10 日付け府子本第 912 号、29 初幼教第 11 号、子保発 1110 第 1 号、子子発 1110 第 1 号、子家発 1110 第 1 号通知）に基づき、別記様式第 6 号により速やかに報告させるものとする。また、食中毒事案等が生じた場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成 17 年 2 月 22 日付け健発 0222002 号・薬食発第 0222001 号・雇児発 0222001 号・社援発第 0222002 号・老発 0222001 号通知）に準じて、報告させるものとする。併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じさせるものとする。

(2) 長期滞在児がいる場合の報告（長期滞在児の報告）

当該施設に、24 時間かつ週のうち概ね 5 日程度以上入所している児童がいる場合は、当該児童の氏名、住所及び家庭の状況等を別記様式第 7 号により速やかに報告させるものとする。

(3) 届出事項に変更が生じた場合の届出

届出対象施設については、設置後届け出た事項のうち、児童福祉法施行規則第 49 条の 4 に定める事項について、変更を生じた場合は、変更後 1 か月以内に別記様式第 8 号により届出させるものとする。

(4) 事業を廃止し、又は休止した場合の届出

届出対象施設については、当該施設を廃止し、又は休止した場合は、廃止又は休止の日から 1 か月以内に別記様式第 9 号により届出させるものとする。

2 厚生環境事務所長は、前項による報告又は届出がない場合については、文書（電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により期限を付して再度報告又は届出するよう求めるものとする。

3 厚生環境事務所長は、届出対象施設から届け出られている届出事項に変更が認められる場合、運営状況報告の内容に疑義がある場合、臨時の報告又は長期滞在児の報告はないがその事実が判明又は強く疑われる場合、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が市町、その他関係機関に寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合には、随時に当該認可外保育施設に特別に報告を求めるものとし、必要に応じて特別立入調査を実施するものとする。

4 厚生環境事務所長は、認可外保育施設から別記様式第 5 号から別記様式第 7 号による報告書を受理したとき並びに届出対象施設から別記様式第 8 号及び別記様式第 9 号による届出書を受理したときは、知事にその写しを送付するものとする。

(立入調査及び指導)

第7条 厚生環境事務所長は、認可外保育施設に対し定期的に又は随時に立入調査を実施し、必要な指導を行うものとする。

2 通常立入調査は、次のとおり行うものとする。

(1) 届出対象施設の立入調査については、原則、年1回以上行うものとする。

(2) 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）に対する立入調査についても、原則年1回以上行うものとする。これが困難である場合には、立入調査に代えて、当該施設の長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回以上行うものとする。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、必要に応じて当該施設に立入調査を行うものとする。

(3) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、立入調査に代えて、施設の設置者若しくは管理者（以下「事業所長」という。）又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回以上行うものとする。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、必要に応じて立入調査を行うものとする。

(4) これらの施設について、定期的な立入調査の実施が難しい場合は、町の協力を得て当該施設に訪問するなどして状況を確認し、必要な指導を行うものとする。

(5) 届出対象外施設についても、できる限り立入調査を行うよう努めることとする。

3 厚生環境事務所長は、死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ。）又は利用者から苦情や相談が寄せられる場合等であって、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められるときには、随時、特別に立入調査を実施し、必要な指導を行うものとする。

4 厚生環境事務所長は、認可外保育施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分に把握できない場合は、当該施設の設置者等の事務所に立入調査を実施し、必要な報告徴収をするものとする。

5 厚生環境事務所長は、次の手順により立入調査を実施するものとする。

- (1) 立入調査の実施計画は、届出対象施設であるか否かにかかわらず、問題を有すると考えられる施設について重点的に指導ができるように配慮して策定することとし、必要に応じて、消防部局、衛生部局等と施設リストや既実施の立入調査結果の情報交換を行う等の連携を図りながら策定するものとする。
- (2) 立入調査の指導監督班は、関係法令等に係る十分な知識と経験を有する者2名以上で編成するものとする。ただし、やむを得ない場合は、知識と経験を有する者を含む2名以上で編成するものとする。また、児童の処遇の面で問題を有すると考えられる場合は、保育士、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、保健師、看護師（准看護師を含む。以下同じ。）、医師等の専門的知識を有する者を加えるものとする。立入調査により指導監督を行う職員は、身分を証明する証票を携帯するものとする。
- (3) 立入調査に当たっては、保育の実施主体である町に対し立会いを求める等必要な連携を求めるものとする。なお、町は、幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業である特定子ども・子育て支援施設等（子ども・子育て支援法第30条の11第1項）に対して、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」の第53条から第61条の規定を遵守させるため、「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」及び「特定子ども・子育て支援施設等監査指針」（令和元年11月27日付け府子本第689号、元文科初第1118号、子発1126第2号「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」別添1及び2）に基づき、子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項に定める指導と、子ども・子育て支援法第58条の8第1項に定める監査を行うことが求められている。そのため、立入調査に当たっては、事前に町の指導内容を把握するとともに、監査が実施された場合には、指摘事項や改善状況を確認し、効果的・効率的な調査を実施するよう努めることとする。また、防災上、衛生上の問題等があると考えられる施設については、消防部局、衛生部局等と連携して指導を行うものとする。
- (4) 年度途中で新規に把握された施設については、実施計画に基づく調査とは別に、速やかに立入調査を行うよう努めるものとする。また、速やかな立入調査が実施できない場合であっても、立入調査に先立つ施設の訪問等を通じて、設置者又は管理者に対して、関係法令等の理解を促す等の措置を速やかに行うものとする。
- (5) 立入調査に当たっては、当該施設における帳票等の準備のために、設置者又は管理者に対し、期日を事前通告することを通例とする。ただし、当該施設において死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重

大な被害が生じるおそれが認められる場合等は、実施する特別立入調査の目的に照らして、必要に応じて、事前通告せずに特別立入調査を実施することが適切であることに留意すること。

- (6) 立入調査における調査、質問等は、設置者又は管理者に対して行うことを通例とするが、必要に応じて、保育従事者からも事情を聴取するものとする。施設内での虐待や虚偽報告が疑われる場合等は、利用児童の保護者等から事情を聴取するものとする。
- (7) 改善指導は、原則として文書で行うものとするが、これに先立つ立入調査の際にも必要と認められる助言、指導等を口頭で行うものとする。
- (8) 立入調査により行った指導監督の結果については、指導監督担当職員の所見や現地における状況等に基づき、施設の問題点を明らかにした上で、これに対する措置を具体的に決定し、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置を講じるものとする。また、死亡事故等の重大事故が発生した場合に行う検証において、事故の発生前までに実施した指導監督及び事故に関連して行った指導監督の結果並びに措置状況等について、事故後に行う検証において活用すること。検証が行われた場合、今後の管内の施設に対する指導監督については、検証結果を反映して実施すること。

(指導の基準)

第8条 前条の立入調査及び指導は、指導監督基準に定める事項のほか、児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月23日条例第3号)の規定に準じて行うものとする。

(問題を有すると認められる場合の指導監督)

第9条 立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求めると認められる認可外保育施設に対しては、第10条による改善指導、第11条による改善勧告、第13条及び第15条による公表、第14条による事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置を通じて改善を図るものとする。

(改善指導)

第10条 厚生環境事務所長は、原則として立入調査後1か月以内に、立入調査の結果を別記様式第10号により認可外保育施設に通知するものとする。なお、立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求めると認められる認可外保育施設については、文書により改善指導を行うものとする。

2 前項の改善指導は、立入調査実施後概ね1か月以内に改善されなければ、法第

59 条第 3 項に基づく改善勧告の対象となり得ることを示した上で、別記様式第 10 号（2）及び（3）により改善すべき事項を示し、概ね 1 か月以内の回答期限を付して、文書により報告を求めるものとする。また、改善に時間を要する事項については、概ね 1 か月以内に改善計画の提出を求めるものとする。

- 3 厚生環境事務所長は、改善指導に係る回答又は提出があった場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じ、設置者又は管理者に対する出頭要請や施設に対する特別立入調査を行うものとする。回答期限又は提出期限が経過しても、報告又は提出がない場合についても同様に行うものとする。

（改善勧告）

- 第 1 1 条 厚生環境事務所長は、改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合には、改善指導にとどめずに、法第 59 条第 3 項に基づく改善勧告を行うものとする。
- 2 前項の改善勧告は、文書による改善指導における報告期限後（改善指導を経ずに改善勧告を行う場合にあつては立入調査実施後）概ね 1 か月以内に、改善されなければ、法第 59 条第 4 項に基づく公表及び同条第 5 項に基づく事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となり得ることを明示した上で、別記様式第 11 号により改善すべき事項を文書で通知するものとする。この場合、概ね 1 か月以内の回答期限を付して文書により報告を求めるものとする。なお、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮して適切な期限（この期限は 3 年以内とすること）を付して移転を勧告するものとする。
- 3 厚生環境事務所長は、第 1 項の改善勧告を行った場合には、その勧告の内容を当該認可外保育施設の所在地の町長に通知するものとする。
- 4 厚生環境事務所長は、改善勧告を行う場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、こども家庭センター、近隣市町、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入先の確保等について調整を図るものとする。
- 5 厚生環境事務所長は、改善勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、特別立入調査を行うものとする。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様に行うものとする。また、必要に応じて改善勧告に対する回答の期限内においても、当該施設の状況の確認に努めるものとする。
- 6 厚生環境事務所長は、改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について、個別に通知等により周知し、当該施設の利用を控える等の勧奨を行うとともに

に、利用児童に対する福祉の措置等を講ずるものとする。

(改善指導等の報告及び改善措置状況の報告)

第12条 厚生環境事務所長は、第10条による改善指導・改善措置の状況を、毎年度全立入調査終了後1か月以内に知事に報告するものとする。

2 厚生環境事務所長は、前条による改善勧告を行った場合は、速やかに知事に報告するものとする。また、改善勧告後実施した特別立入調査の結果についても同様に報告するものとする。

3 厚生環境事務所長は、第14条第1項の措置に該当する認可外保育施設については、立入調査及び改善勧告等の状況を、速やかに知事に報告するものとする。

(改善勧告の公表)

第13条 知事は、厚生環境事務所長から前条第2項及び第3項による報告を受けた場合には、必要に応じて、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について公表するものとする。また、当該認可外保育施設の所在地の町長に対しても同様に公表するよう要請するものとする。

(事業停止命令又は施設閉鎖命令)

第14条 知事は、厚生環境事務所長が改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童の福祉に著しく有害であると認められるとき、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき、又は、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童の福祉に著しく有害であると認められるときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定による弁明の機会を付与し、法第59条第5項の規定により、広島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（以下「分科会」という。）の意見を聴き、事業の停止又は施設の閉鎖を命じるものとする。

2 知事は、事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、こども家庭センター、近隣市町、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入先の確保等について調整を図るものとする。

3 知事は、事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、当該認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、別記様式第12号により事前に弁明の機会の付与について通知するものとする。

4 知事は、弁明書の提出を受けた後又は提出期限を経過した後、速やかに、分科

会の意見を聴くものとする。

5 知事は、分科会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖が適切と判断した場合は、別記様式第 13 号により事業停止又は施設閉鎖を命ずるものとする。改善が期待されずに当該施設の運営の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性がある場合は、施設閉鎖命令を発するものとする。

6 事業停止命令等の情報の自治体間における共有に係る取扱いについては、「認可外保育施設の事業停止命令等の情報の自治体間における共有について」(令和 4 年 10 月 4 日付け安心保育推進課長通知)に基づき、手続きするものとする。

(事業停止命令又は施設閉鎖命令の公表)

第 15 条 知事は、前条の事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合には、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について公表するものとする。また、当該認可外保育施設の所在地の町長に対しても同様に公表するよう要請するものとする。

(長期滞在児についての措置)

第 16 条 厚生環境事務所長は、認可外保育施設に 1 日につき 24 時間、かつ、連続して 5 日以上入所している児童を認めたときは、当該施設の設置者又は管理者に対して、速やかに、その氏名、住所、家庭状況等について報告を求めるものとする。

2 厚生環境事務所長は、前項による報告及び第 6 条第 1 項第 2 号による報告を受けた場合には、必要に応じてこども家庭センター、児童委員等の協力を求め、速やかに、家庭環境等について必要な調査を行い、必要な福祉の措置を講ずるものとする。この場合、他の施設への入所等について保護者の理解が得られない場合等であっても、継続的に必要な助言又は指導を行うものとする。

(緊急時の対応)

第 17 条 厚生環境事務所長は、児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、児童の安全の確保を第一に考え、迅速な対応を行うため、次の場合には、文書による改善指導を経ずに改善勧告を行うものとする。

- (1) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- (2) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合
- (3) その他児童の福祉のため特に必要が認められる場合

2 知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あら

はじめ分科会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで、改善指導・改善勧告を経ずに事業停止命令若しくは施設閉鎖命令を命じることができるものとする。この場合、弁明の機会の付与は事後的に行うことはせず、また、分科会に対しては事後速やかに報告するものとする。

(情報提供)

第18条 厚生環境事務所長は、町及び消防部局や衛生部局等との連携により指導監督に当たる必要があるため、法第59条第7項に定める改善勧告をした場合の通知及び第59条の2第3項に定める届出があった場合の当該届出に係る事項の通知以外にも、報告徴収及び立入調査等の状況については、適宜、町等に情報の提供を行うものとする。あわせて、利用者からの相談を受けた町や消費生活センター等との間で情報共有を図るものとする。

2 知事は、地域住民に対して、認可外保育施設を担当する窓口や利用者が相談できる窓口（町の利用者支援事業の担当窓口、消費生活センター等）について周知するとともに、認可外保育施設の状況についての情報を提供するものとする。また、町長に対しても、同様に地域住民への情報提供を求めるものとする。

(証明書の交付)

第19条 知事は、第7条による立入調査の結果、指導監督基準を満たしていること認められる施設及び「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例」により認可外保育施設に関する指導監督の権限の移譲を受けた市町（以下「移譲市町」という。）が認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付が適当であると認めた認可外保育施設に対して、その旨を証明する証明書を交付することとする。

2 証明書の交付に係る事務は、別途定める認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付事務処理要領によるものとする。

(権限移譲を受けた市町との連携)

第20条 移譲市町は、次の届出等を受理したときは、知事にその写しを送付するものとする。

- (1) 法第59条の2第1項による事業開始の届出
- (2) 法第59条の2第2項による変更届及び事業の廃止又は休止の届出
- (3) 法第59条の2の5第1項による運営状況報告

2 移譲市町は、次の事項について知事に報告するものとする。

- (1) 届出対象外施設の開設を把握した場合

- (2) 立入調査の実施結果、改善指導及び改善措置の状況
- (3) 法第 59 条第 3 項による改善勧告を行った場合
- (4) 法第 59 条第 5 項による事業の停止又は施設の閉鎖を命じた場合
- (5) 重大な事故（死亡事案、重症事故事案、食中毒事案等）が発生した場合
- (6) 長期滞在児がいる場合
- (7) その他、知事が特に必要と認めた場合

（雑則）

第 21 条 知事は、認可外保育施設ごとに、運営状況、指導監督の内容等の必要な記録を整備するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 認可外保育施設指導監督要領（昭和 56 年 7 月 27 日制定）は、廃止する。

附則

この要綱は、平成 15 年 1 月 10 日から施行し、平成 15 年 1 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 17 年 7 月 26 日から施行し、平成 17 年 7 月 11 日から適用する。

附則

この要綱は平成 18 年 6 月 8 日から施行する。

附則

この要綱は平成 19 年 5 月 14 日から施行する。

附則

この要綱は平成 20 年 4 月 22 日から施行する。

附則

この要綱は平成 21 年 4 月 28 日から施行する。

附則

この要綱は平成 24 年 6 月 29 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は平成 27 年 7 月 7 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 28 年 7 月 19 日から施行する。

附則

この要綱は平成 29 年 9 月 4 日から施行する。

附則

この要綱は令和元年 12 月 9 日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は令和 3 年 3 月 11 日から施行し、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は令和 4 年 3 月 3 日から施行し、令和 3 年 5 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は令和 5 年 2 月 9 日から施行し、令和 4 年 9 月 15 日から適用する。

附則

この要綱は令和 6 年 6 月 18 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。